

京都大学フィールド科学教育研究センター規程の全部を改正する規程

(平成十六年達示第五十六号)

京都大学フィールド科学教育研究センター規程(平成十五年達示第八号)の全部を次のように改正する。

京都大学フィールド科学教育研究センター規程

(趣旨)

第一条 この規程は、京都大学フィールド科学教育研究センター(以下「フィールド科学教育研究センター」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第二条 フィールド科学教育研究センターは、フィールド科学に関する教育研究を行うことを目的とする。

(センター長)

第三条 フィールド科学教育研究センターに、センター長を置く。

2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。

3 センター長の任期は、二年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、フィールド科学教育研究センターの所務を掌理する。

5 センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。

6 センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。

(協議員会)

第四条 フィールド科学教育研究センターに、その重要事項を審議するため、協議員会を置く。

2 協議員会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議員会が定める。

(運営委員会)

第五条 フィールド科学教育研究センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(部及び部門)

第六条 フィールド科学教育研究センターに、教育研究部及び管理技術部を置く。

2 教育研究部に、次に掲げる部門を置く。

企画研究推進部門

森林生物圏部門

里域生態系部門

基礎海洋生物学部門

(研究科の教育への協力)

第七条 フィールド科学教育研究センターは、次に掲げる研究科の教育に協力するものとする。

理学研究科

農学研究科

(事務組織)

第八条 フィールド科学教育研究センターに置く事務組織については、京都大学事務組織規程(平成十六年達示第六十号)の定めるところによる。

第九条 この規程に定めるもののほか、フィールド科学教育研究センターの内部組織については、センター長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成十六年四月一日から施行する。
- 2 この規程の施行後最初に任命するセンター長の任期は、第三条第三項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日までとする。
- 3 次に掲げる規程は、廃止する。
 - 一 京都大学フィールド科学教育研究センター協議会規程(平成十五年達示第九号)
 - 二 京都大学フィールド科学教育研究センター運営委員会規程(平成十五年達示第十号)
 - 三 京都大学フィールド科学教育研究センター長候補者選考規程(平成十五年達示第十一号)